

【公開版】

提出年月日	令和2年4月17日	R8
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

経理的基礎

第Ⅱ部

目 次

1 章 基準適合性

1. 経理的基礎に係る指定の基準への適合性について

1. 1. 事業計画（経理的基礎）

2 章 補足説明資料

1章 基準適合性

1. 経理的基礎に係る指定の基準への適合性について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第四十四条の二では、以下の要求がされている。

(指定の基準)

第四十四条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

1. 1 事業計画（経理的基礎）

ニ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

(単位:億円)

年度 摘要		平成 ~30	令和 1	2	3	合計	
		[Redacted]					
工事資金		[Redacted]					7,043
調達 計画	自己資金	[Redacted]					0
	借入金等	[Redacted]					7,043
	合計	[Redacted]					7,043
備 考		借入金等の調達は、使用済燃料再処理機構からの料金の前受金、政策投資銀行資金並びに一般借入金による。					

変更箇所：(イ)工事に要する資金の額(7,043億円)は、上表にて確認できるため削除。
廃棄物の記載にあわせた修正。

当社が行う再処理事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたもの。「使用済燃料再処理役務委託契約」に基づき、使用済燃料再処理機構より、再処理施設を維持及び管理することの対価としての基本料金に加え、役務の対価としての従量料金が支払われる。

工事に要する資金は、使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金の前受金と金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金

[Redacted]
 については商業機密の観点から公開できません。
 1-1

(注) により返済を行う。

借入金に関しては、過去 20 年間に単年度で最大 1,860 億円の資金調達実績があり、資金調達能力を有している。

(注) 再処理の事業の開始の日以降に、工事資金を含めた再処理施設を維持及び管理する費用の一環として、使用済燃料再処理機構から当社に対して支払われるもの。

ホ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後10年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

(イ) 資金計画

(単位:億円)

年度		令和																					
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13											
需要	工事資金																						
	債務償還																						
	計																						
調達	資本金																						
	減価償却費等																						
	借入金等																						
	計																						
繰越金の累計																							
備考													工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。										

(ロ) 事業の収支見積り

(単位:億円)

年度		令和										
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
収益												
総費用	製造原価											
	一般管理費											
	支払利息等											
	計											
損益												
損益の累計												
備考												

ホ.(イ)に記載の工事に要する資金は、金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については「使用済燃料再処理役務委託契約」に基づき使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金により返済を行う。

再処理の事業の開始の日以降は、基本料金に加え、再処理等の役務に対し、役務量に応じた従量料金が支払われる。

については商業機密の観点から公開できません。